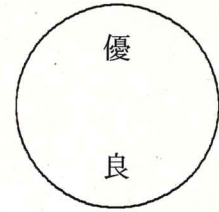


産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道岩見沢市北村赤川586番地54

氏名 株式会社北豊商建
代表取締役 小西 良美



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成29年7月25日

許可の有効年月日 平成36年6月12日

1. 事業の範囲

破碎（木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）、天日乾燥（汚泥（無機性汚泥に限る。）、造粒固化（汚泥（無機性汚泥に限る。））。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

・施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
設置年月日 平成16年8月27日
処理能力 516t/日（6時間）86t/時間
許可年月日 平成16年6月7日
許可番号 空環生第710号

・施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 ・岩見沢市北村中央3番45
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日 平成22年9月3日
処理能力 119.2t/日（8時間）14.9t/時間
許可年月日 平成22年8月25日
許可番号 空環生第780-3号

・施設の種類 がれき類の破碎施設
設置場所 ・岩見沢市北村中央3番45
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日 平成27年12月14日
処理能力 960t/日（8時間）120t/時間
許可年月日 平成27年11月27日
許可番号 空環生第2059号

・施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 ・岩見沢市北村中央3番45
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日 平成28年6月20日
処理能力 272t/日（8時間）34t/時間
許可年月日 平成28年2月25日
許可番号 空環生第2707号



(別紙)

許可番号 第00120056630号
業者名 株式会社北豊商建

- ・施設の種類 汚泥の天日乾燥施設（無機性汚泥に限る。）
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
設置年月日 平成25年7月5日
処理能力 89.67m³/日(24時間) 3.736m³/時間
- ・施設の種類 汚泥の造粒固化施設（無機性汚泥に限る。）
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
設置年月日 平成25年7月5日
処理能力 1,360m³/日(8時間) 170m³/時間
- ・施設の種類 保管場所1
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 24.84m²
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 4.14m³
保管高さ 0.5m
- ・施設の種類 保管場所2
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 315m²
種類
・がれき類（アスファルトくず）。
保管上限 236.25m³
保管高さ 2.25m
- ・施設の種類 保管場所3
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 928m²
種類
・がれき類（コンクリートくず）。
保管上限 1912.71m³
保管高さ 5.5m

- ・施設の種類 保管場所4
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 675m²
種類
・木くず。
保管上限 1,245.35m³
保管高さ 3.87m
- ・施設の種類 保管場所5
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 300m²
種類
・汚泥（無機性汚泥に限る）。
保管上限 216m³
保管高さ 1.5m
- ・施設の種類 保管場所6
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 435m²
種類
・木くず。
保管上限 772.21m³
保管高さ 3.87m
- ・施設の種類 保管場所7
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 417.24m²
種類
・木くず。
保管上限 868.11m³
保管高さ 4.91m
- ・施設の種類 保管場所8
設置場所 岩見沢市北村中央3番45
面積 1,213.48m²
種類
・がれき類（コンクリートくず）。
保管上限 3,665.41m³
保管高さ 7.52m

3. 許可の条件

移動式がれき類等破砕施設

- ・施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書（別記様式3）を提出すること。
なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- ・当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書（別記様式4）を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成17年6月16日許可の更新
- 平成22年6月13日許可の更新
- 平成22年9月9日変更許可（木くずの破砕の追加。）
- 平成25年8月5日変更許可（天日乾燥（汚泥（無機性汚泥に限る。）、造粒固化（汚泥（無機性汚泥に限る。））の追加。）
- 平成29年7月25日許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

○ 有 ・ 無